海老名駅東口交通広場を規制

17日から一般車両の乗り入れ禁止

路線バスとタクシー除く 16年3月30日までを予定

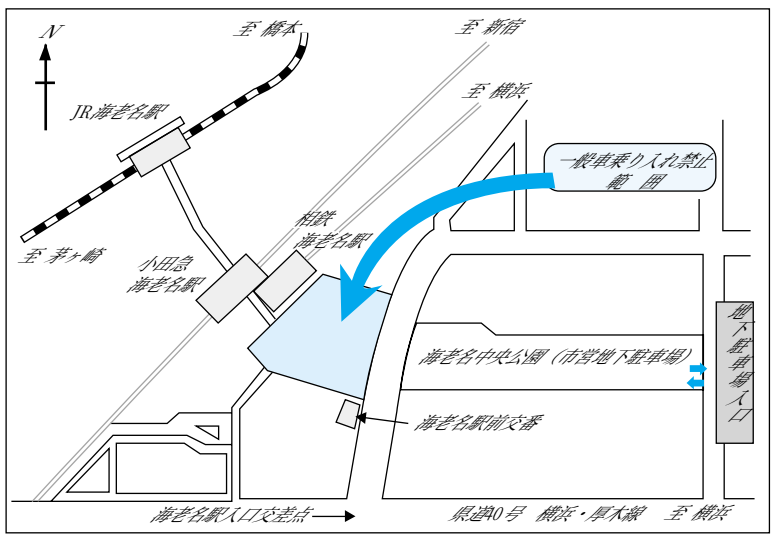

平成16年3月の完成を目標に進めている海老名駅自由通路整備工事に伴い、東口交通広場（駅前ロータリー）の交通規制を行います。

工事中の安全対策として、路線バス、タクシー、駅関係車両を除く一切の車両の乗り入れを禁止するものです。規制の範囲は【上地図】のとおりで、期間は、7月17日から平成16年3月30日までを予定しています。

工事期間中は、ご迷惑をおかけしますが、早期完成を目指しますので、みなさんのご協力をお願いします。

なお、工事期間中の送迎場所として、15分以内の利用が無料の、海老名中央公園地下駐車場（営業時間＝午前7時～午後11時）等をご利用ください。

問　駅周辺整備室（内692）。

思いつくままに

温もり二題

鮫島純子さんのイラスト絵画展が、市民ギャラリーで開催され、その盛況ぶりと意義ある展覧会であったという話を、四月一日号のこの欄に書かせてもらいました。ご記憶の方もおいでかと思います。タイトルは「つつましい生活の中にこそ…」でした。

渋沢栄一氏のお孫さんにあたる鮫島さんからお礼の手紙をいただきました。実は四月一日号のコピーを、教育委員の赤井孝一さんが鮫島さんに送られ、その礼状が私宛にも送られてきたのです。同封の渋沢栄一氏にゆかりある「青淵」に寄稿された鮫島さんの「名前」という一文がありました。随所に〝家族愛〟とりわけ、祖父渋沢栄一氏と孫である鮫島さんとの交流ぶり（以心伝心）を読み取ることができました。

そして、四月下旬に、所も同じ市民ギャラリーで、「二郎とチエ子のジョイント展覧会」が開かれました。市内本郷にお住まいの濱田二郎さん（82歳）と、奥さんのチエ子さん（79歳）、二人合わせて百六十一歳の展覧会で、五人のお子さんが協力し合って会場準備、パンフレット作りはもとより、受け付け等を分担。これだけでも心温まる家族愛といえます。

二郎さんは元小学校長、教育委員、元陽会員で油絵、チエ子さんは市俳句協会副会長で俳句と俳画をそれぞれ発表されておりましたが、二郎さんの「失われつつある家族の温もりを伝えたい」という言葉は、鮫島さんの気持ちと相通ずる〝温もり〟を感得できました。

海老名市長　亀井　英一

子どもの心と向きあっていますか!?

今月は「非行問題に取り組む全国強調月間」

7月は「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」です。期間中は、全国的規模で非行防止・健全育成の取り組みが行われます。青少年相談所でも、青少年の非行防止のため、青少年補導員が、市内の繁華街、公園、駅周辺などを巡回し、不良行為少年に声かけをしたり、有害な看板、ポスター類の撤去活動への協力をしています。

地域や家族との触れ合いを大切にして、青少年が非行に走らない社会環境を作りだしましょう。

◎青少年相談所

青少年相談所では、20歳未満の青少年に関するしつけや非行についての相談を、来所または電話で受け付けています。相談は、専門の相談員が対応します（秘密は固く守られます）。

▽受付時間　午前9時～午後4時30分（土・日・祝日・年末年始を除く）

しつけや非行…

青少年相談所で対応

気持ちや言葉で表現させることが大切

トラブル解決へ消費者契約法のポイント

商品やサービスが多様化するなか、消費者と事業者の契約上のトラブルが増えています。そのトラブルを解決するためのルールを定めたのが消費者契約法（平成13年4月1日施行）ですが、次のような状態での契約を取り消す場合に当てはまります。

①契約した内容と説明が違っていた場合（不実告知）　②不確かな見通しのものを「絶対にもうかる」といったような誘い文句で契約させられた場合（断定的判断）　③消費者が損をすることをわざと告げなかった場合（故意の不告知）　④契約しないと帰らせてもらえなかった、または、帰ってくれなかった場合（不退去・退去妨害）。以上のような場合の契約を取り消すことができる期間は、困惑したり勘違いしたと気付いたときから6カ月、または契約を結んでから5年です。

※この法律適用は、今年4月1日からの契約です。

●週5日・電話と面接で消費者生活相談

市では、4月から消費者の保護と救済・被害の未然防止を図るための相談を週5日（月～金）行っています。

▽相談日時　月～金曜日の午前10時～午後4時（閉庁日と、正午～午後1時を除く）

▽相談方法　面接（場所＝市民相談室）および電話（☎292・1000＝直通）。

問　商工課（内511）。

11月1日～11日 4会場で市民文化祭開催

「21世紀に羽ばたく海老名の文化」出展・出演を希望される方募集

好評だった展示コーナー（去年の会場から）

教育委員会では、市民の多くのみなさんとともに創り育てる「海老名市民文化祭」への出展や出演を希望される方を次のとおり募集します。

◎展示部門　▽日時　11月1日（木）～4日（日）、8日（木）～11日（日）は市民ギャラリーで。その他の会場は9日（金）～11日（日）の3日間　▽会場　中央公民館・総合福祉会館・市民ギャラリー・文化会館　▽内容　華道・書道・茶道・俳句・短歌・工芸・絵画・陶芸・写真など。

◎出演部門　▽出演日　11月10日（土）～11日（日）　▽会場　文化会館大ホール　▽内容　舞踊・ダンス・郷土芸能・詩吟・演奏など。※市民音楽祭参加団体は応募できません。

◎応募方法　▽対象　市内在住・在勤・在学の方。

申　生涯学習課にある所定の参加申込書に記入し、8月15日（水）までに同課へ直接提出　▽その他　作品の大きさ・展示方法・出演時間・舞台演出などの応募基準があります。

問　生涯学習課（内683）。

非行防止啓発ポスターを募集

市、教育委員会では、非行防止啓発活動の一環として、ポスターを募集します。

▽応募資格　①小学生の部＝市内在住の小学5・6年生　②中学生の部＝市内在住の中学生　▽内容　青少年の非行防止に関するもの　▽規格　画用紙四ツ切り（39センチ×54センチ）　▽提出先　青少年相談所へ直接持参▽締め切り　9月7日（金）

▽結果発表　広報えびな紙上　▽表彰　「家庭と地域の教育を考えるつどい」で実施　▽賞　最優秀賞＝小中学生の部から各1点、優秀賞＝小中学生の部から各7点、応募者全員に記念品　▽その他　①応募作品は未発表のものに限ります　②応募作品の裏面右下に住所、氏名（ふりがな）、電話番号、学校名、学年を明記のこと。作品についてのコメントがあれば併せて記入してください　③入賞作品の著作権は市に帰属します　④最優秀作品2点は、非行防止啓発ポスターとして作成し、市内小中学校、公共施設などに掲示します。また、応募作品は海老名市青少年健全育成連絡協議会の活動にも活用します。

問　青少年相談所（上郷476―2＝中央公民館2階、☎232・1011）。

◇おことわり　今月の「海老名むかしばなし」は休載します。

■訂正…6月1日号「海老名むかしばなし」の表中で、大塚屋の経営者が「大塚甚兵衛」とあるのは「大貫甚兵衛」の誤りでした。おわびして訂正します。

電話で海老名の昔話が聞けます

7／10まで　第262話　勝坂の有鹿谷の霊石

7／11～8／13　第263話　辻飯

☎233・3838